

特別支援教育就学奨励費について

1 就学奨励費とは

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づいて特別支援学校等に在学している幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されることになっています。

2 支弁区分及び対象経費等について

(1) 支弁区分

保護者等から提出される「世帯の状況及び世帯の収入状況」に基づいて、次のように経費の支弁区分が決定されます。

○第Ⅰ区分 対象となる各経費の全額が支給（補助）されます。

○第Ⅱ区分 対象となる各経費の半額（一部の経費は全額）が支給（補助）されます。

○第Ⅲ区分 対象となる一部経費が支給（補助）されます。

※ 支弁区分は7月末頃に決定予定です。

(2) 対象経費等

別紙1、2のとおり

(3) 支給方法及び時期

学期毎に、御指定の口座に振り込みます（8月、1月、4月の予定）。

熊本県立かもと稲田支援学校
事務室（小中学部校舎）
TEL: 0968-46-1740